



空き家のお悩み相談 解決事例

CASE:1

大量の遺品整理に時間と手間がかかり面倒。
 ✨家財整理は期限を決めて、残すもの、不要なものなど分類して作業に専念するとはかどります。下記業者に家財整理を依頼することもできます。

- 株式会社 津別総合管理センター
☎75-5383
- 津別町人材活用センター
☎76-1303

CASE:2

認知症の親が施設に入ったままで実家が空家状態。そのまま相続しても住むことがないので売却したい。
 ✨親が認知症だと適正な判断ができませんが、成年後見制度を使って売却できる場合もあります。

CASE:3

思い出の詰まった実家を簡単に手放したくない。
 ✨時間が経つと建物は傷み、管理が難しくなります。まずは家財や遺品の整理をしましょう。

CASE:4

相続した家には住まない。タダでいいので誰かに譲りたい。
 ✨まずは空き家バンクに相談してみましょう。譲り受ける人が見つかるかもしれません。

- 津別町空き家バンク ☎090-1521-1382
平日(月曜日～金曜日) 受付時間:午前9時～午後5時

空き家のことで悩んでいる方はぜひ参加を

津別町空家セミナーおよび空家無料相談会

- 対象
どなたでも参加できます
参加者には「住まいのエンディングノート」を差し上げます!
- 日時
令和6年11月29日(金) 午後1時30分～3時30分
- 場所
役場1階 健診ホール
- 空家セミナー(1時間)
「住宅を空家にしないために」 講師 釧路地方法務局北見支局長

問い合わせ・申し込み先
住宅係 20番窓口
☎77-8390

- 空家無料相談会(1人20分程度)
当日は空き家等とも関連があります相続・遺言・成年後見などといったことも含め、身近なお困りごとでも承りますのでお気軽にご相談ください。
※空き家バンクの相談ブースもあります。手元にある方は固定資産税の課税明細書をお持ちください。登録までの流れがスムーズになります。

- 空家セミナーおよび相談を希望される方は、事前申し込みが必要です。相談希望者には、後日申込書を郵送しますので、詳しい相談内容等を記載し返送してください。
申込期限:11月20日(水)
- 定員40名 ※先着順です。

津別町空き家バンク

所有者と利用希望者の 思いに寄り添う

今回は、津別町の空き家バンクを担当している都丸さん、大口さんに津別の空き家の利活用方法についてお聞きしました。

大口 桂子さん

都丸 雅子さん

津別町の物件を探している人がいます

よく「空き家バンクがあるのを知っているけど、うちはもう古いから」と言われる方がいます。実は空き家バンクで物件を探している方は、さまざまな活用を考えています。町内での住み替えや町外からの引っ越し、リノベーションして事業利用、倉庫利用、土地を家庭菜園として活用などです。

その方々に、ぜひ津別の物件をご紹介したいと思っています。

空き家バンクとは

空き家バンクとは、住まわなくなった家や土地を売買物件や賃貸物件としてホームページで紹介し、「売りたい・貸したい人」と「買いたい・借りたい人」のマッチングを支援する制度です。

マッチングすれば空き家は利活用され、町内の移住・定住にもつながります。売買や賃貸といった形で利活用したいと考えている方は、ぜひ空き家バンクに登録ください。

なお、空き家バンクの運営は、町がつべつまちづくり会に委託しています。

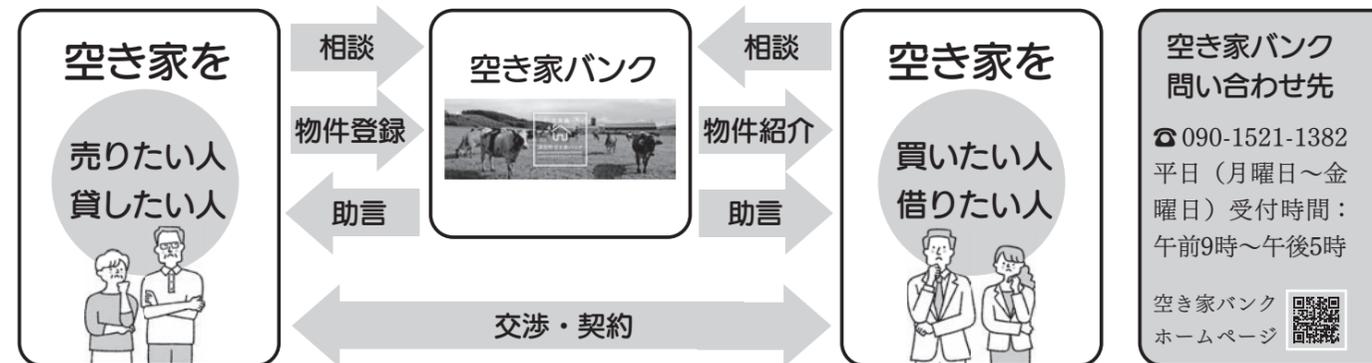
思い立ったその時に

空き家バンクへ相談に来られる方の中で「もっと早く登録すればよかった」と言われることがあります。「空き家になり、どうしようか悩んでいたらあつという間に数年経ってしまった、気づいたら家が古くなってしまった」というケースが多くあります。時間の経過とともに重い腰が上がらなくなることがあると思います。ただ、住む人がいなくなる家は想像以上に劣化していきます。逆に人が住み始めると、家は息を吹き返します。

将来住むかもしれないが、今は空き家となっている場合、賃貸で活用という選択肢もあります。

みなさんの大切な思い出がある家を、長く活かしてあげたいにも、ぜひ早いタイミングでご相談ください。現在住んでいる状態でも売買・賃貸の意向があればご相談いただけます。

津別町空き家バンク イメージ図



※交渉と契約については、当事者間(所有者と利用希望者)で行ってまいります。物件登録者・利用登録者への情報共有は行いますが、あっせん仲介は行いません。交渉・契約などに関する一切のトラブルについては責任を負いかねます。

空き家バンク
問い合わせ先
☎090-1521-1382
平日(月曜日～金曜日) 受付時間:
午前9時～午後5時

空き家バンク
ホームページ

